

5 高病原性鳥インフルエンザ発生に備えた 小規模家きん飼養者の実態把握

京都府山城家畜保健衛生所

○岡田めぐみ 森田 誠

【はじめに】高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するためには、全ての家きん飼養者において発生予防対策が必要である。また、万が一本病が発生した場合には、小規模家きん飼養者でも養鶏農場と同様に防疫措置が必要となる。そこで1羽以上1,000羽未満の小規模飼養者巡回の実施時に、予防対策の徹底を指導するとともに、鶏卵・鶏肉の利用状況について調査した。

【飼養者の把握】市町村等からの情報の他、今年度は管内ふ化場及び体験学習施設よりヒナ譲受者リストの情報提供を受け、新たに50戸の飼養者を確認した。

【予防対策】9月から12月に関係機関の協力を得て370戸全戸を巡回したところ、防鳥ネット、飲水消毒、野生動物侵入防止などの予防対策の理解が深まっていることを確認できた。

【鶏卵・鶏肉の利用状況】鶏卵・鶏肉を利用している飼養者は280戸中187戸（66.8％）であった。また、鶏卵の販売は対象184戸中29戸（15.8％）、鶏肉は対象87戸中14戸（16.1％）で、直接販売、朝市の他、民宿等の料理として利用されていた。

【まとめ】飼養状況とともに、鶏卵・鶏肉の利用状況を把握することで発生時の迅速な対応が可能となった。今後、更に調査を継続するとともに移動制限等の防疫措置について周知徹底に努める必要がある。